

合併Q&A

このコーナーでは、決定された協議事項を中心に、協議の内容や進め方について、疑問、質問にお答えする形でお知らせします。

Q1 合併の方式は「上越市への編入」だそうですが町村はどうなるのですか？

合併には、2つ以上の市町村が一緒になって新しい市や町をつくる「新設合併」と、ある市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入する「編入合併」の2つの方式があります。

今回は、「合併の方式は上越市への編入とする」と決まったことから、13の町村の区域が、合併と同時に上越市に編入されることになります。

Q2 どうして「平成17年1月1日」に合併するのですか？

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の特例は、平成17年3月31日までに行われた合併に適用されます。そこで、上越地域合併協議会に移行する前の「上越地域法定合併協議会準備会」では、

「平成17年1月1日」「平成17

年3月31日」「その他」の3つの案を検討し、「電算システム」の調整作業や事務処理等を行う際、年末年始の休日を利用することにより、住民の皆さんへの影響を最小限にとどめることができることも、万一のトラブルにも対応することができるとも、理由に、合併の期日として「平成17年1月1日」が承認されました。

また、「平成17年1月1日」の合併であれば、平成17年度予算を新しい議会で審査することができるとも、新しいスタートにふさわしいと考えています。

Q3 約2800件もの事務事業をどうやって調整しているのですか？

調整の対象となっている事務事業は、全部で約2800件ありますが、これらは、各市町村の助役又は収入役で構成する「幹事会」で協議し、そこでの調整が完了したことから、「その1」「その2」という形で、順次、協議会に提案されています。

事務事業の調整に当たっては、幹事長の指示を受け、各市町村の課長で構成する「専

門部会」で、財政面や公平性などの観点から、一つ一つ、専門的に協議されています。また、専門部会には、各市町村でその事務事業を担当している係長で構成する「分科会」が設置され、個別の事務事業について検討されています。

▼各種事業を専門的に協議する「専門部会」



Q4 事務事業を「段階的に統一する」とはどういうことですか？

事務事業の調整に当たっては、市としての一体性や公平性を確保することが基本となっていますが、「3年以内」などのように期間を限って、激変緩和措置（住民の皆さんへの影響を考慮し、旧町村の制度を個別に運用する）を採用するとして協議しているものもあり、これらを「段階的に統一する」と呼んでいます。第3回協議会では、4件の

事務事業を「合併後、段階的に上越市の制度に統一」することが提案されました。

Q5 一部事務組合とはどのような組織のことですか？

一部事務組合とは、2つ以上の市町村が、その事務の一部を共同して処理するために設置した共同処理機構のことです。上越地域では、消防やゴミ・し尿処理、斎場施設などの事務を一部事務組合で共同処理しています。

Q6 上越市の慣行にはどのようなものがありますか？

慣行には、市章、市旗や憲章、宣言、さらには市の木、花、歌などがあります。現在、上越市では、憲章と

して、「市民憲章」のほか、「ごみ憲章」「みどりの憲章」があり、宣言として、「非核平和友好都市宣言」、「地球環境都市宣言」、「男女共同参画都市宣言」などがあります。

市の木は「サクラ」、市の花は「ツバキ」です。さらに、市推奨の木は「マツ」、「イチヨウ」、「ケヤキ」、市推奨の花は「ツツジ（サツキを含む）」、「シヤクヤク」、「ハマナス」と定められています。合併後には、これに各町村の木・花として指定されているものを加えることが提案されています。

また、上越市民の歌は、歌詞の内容が現在のの上越市内に限定されているため、合併後に見直すことが提案されています。

○3チーム体制で合併業務を担当
「合併協議会事務局」

協議会の事務局には、協議会を構成する14市町村から職員が集まっています。

現在、協議会全般や会議の開催を担当する総務チーム、各種事務事業調整を担当する調整チーム、新市建設計画の作成を担当する計画チームの3チーム体制で、業務を行っています。

